# 仁木町高齢者福祉施設:仁木町交流センター『いきいき88』指定管理者募集要項

仁木町高齢者福祉施設: 仁木町交流センター『いきいき88』の指定管理者の募集を行います。

### 1 管理・運営施設の概要

施設名称 仁木町高齢者福祉施設(通称:仁木町交流センター『いきいき88』)

所在地 仁木町北町1丁目88番地1

建物概要 敷地面積 5,014㎡

駐車場 21台(身障者用2台含む)

朝市スペース50㎡(自転車置場と兼用)

建物面積 451.45㎡

建物延床面積 402.35㎡

鉄筋コンクリート造 平屋建

施設内容

浴室 (男女共) 28.00㎡ (8カラン)

浴槽 (男女共) 6.03 m<sup>2</sup> (深さ60 cm)

交流室(娯楽室)42.30㎡(21畳、冷暖房有、定員45名)

研修室 42.30㎡(21畳、冷暖房有、定員45名)

建築年月日 平成15年2月

開館時間 午前10時から午後9時まで

入浴時間 午後2時から午後8時30分まで

休館日 毎週月曜日

# 2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の管理運営に関する業務(町長の権限に属するものを除く。)
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務
- ※「指定管理者が行う業務概要」については別に提示する。

# 3 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者に係る年度ごとに管理協定により決定し、業務履行年度ごとに管理費用を支払う。

## 4 利用料金収入の取り扱い

指定管理者は施設の利用料金を収入として収受し、事業の充実に資する目的に使用することができる。(利用料金制の導入)

## 5 申請資格

(1) 施設管理業務が可能な法人及び団体

業務を円滑に遂行し、安定的かつ健全な財務能力を有する者

(2) 団体又は代表者が次のものに該当しないこと

ア 当該団体の責めに帰す理由により町又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り 消され、その取り消しの日から4年を経過しない団体

- イ 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する能力を有しない者
- ウ 破産者で復権を得ない者
- エ 町における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は不正 の利益を得るために連合した者
- オ 破産手続開始の決定を受けた法人又は清算法人
- 6 申請の手続き
  - (1) 提出書類
    - ア 指定管理者指定申請書(別記第1号様式)
    - イ 申請資格に係る申立書(様式1)
    - ウ 企業又は団体の概要(様式2)
      - (ア) 経歴・実績
      - (イ) 代表者の履歴書、役員の構成・氏名(任意様式で添付)
      - (ウ) 事業概要又はこれに準ずるもの(パンフレット可)
    - 工 業務計画書(様式3)
    - 才 収支計画書(様式4)
    - カ 直近の事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他財務の状況を明らかにす る書類
    - キ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
    - ク 登記簿謄本(法人の場合)
    - ケ 納税証明書(納税義務がある場合)
      - (ア) 仁木町税(この要項の配布開始日以降に交付されたもの)
      - (イ) 消費税及び地方消費税 (この要項の配布開始日以降に交付されたもの)
    - コ 施設の管理にあたって資格、免許等を有する者が必要となる場合にあっては、その者が 当該資格、免許等を有することを証明する書類
      - ※ 提出部数 正本1部
  - (2) 提出先

仁木町福祉課福祉あんしん係

仁木町西町1丁目36番地1 電話0135-32-2514

(3) 受付期間

令和6年2月16日(金)から令和6年2月26日(月)まで 郵送又は持参による提出とします。(令和6年2月26日(月)午後5時15分必着)

- 7 説明会の開催等
  - (1) 説明会の申込み
    - 令和6年2月16日(金)から令和6年2月20日(火)まで ア 申込期間
    - イ 受付方法 ロ頭、電話、郵送、メール又はFAXより受け付けます。

(令和6年2月20日(火)午後5時15分必着)

ウ 申込み先 仁木町役場福祉課福祉あんしん係

電 話 0135-32-2514 FAX 0135-32-2700 メール fukushi04-niki@town.niki.hokkaido.jp

- (2) 説明会開催日時 令和6年2月21日(水) 午前10時から
- 仁木町保健センター (3) 説明会場所

### (4) 質問事項の受付

令和6年2月16日(金)から令和6年2月21日(水)まで、書面により問い合わせ 先まで郵送、持参又はメールにより受け付けます。(令和6年2月21日(水)午後5時1 5分必着)

#### (5) 質問事項の回答

令和6年2月16日(金)から令和6年2月22日(木)にホームページにより回答します。

持参又は郵送による質問者へは、郵送で回答します。

## 8 選定方法

- (1) 一次審査(書類審査)
- (2) 二次審査(プレゼンテーション又はヒアリング)(必要に応じて実施する。)
- (3) 指定管理者の決定

#### 9 選定基準(条例第4条)

#### (1) 共通事項

ア 正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が 施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしないものであること(条例第4条第 1号関係)(配点10点)

- ・ 公の施設として住民の平等な利用を前提とした運営方針となっているか
- ・ すべての利用者に対して公平中立な対応が可能な業務計画となっているか
- イ 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること(条例第4条第 2号関係)(配点30点)
  - ・ 施設の設置目的に合致した運営方針となっているか
  - 施設の維持管理業務計画は適切か
  - ・ 非常事態に対応し得る防災・安全管理計画となっているか
  - 設置目的に応じた事業の普及啓発を行う計画があるか
  - 事業を推進するための十分な計画は立てられているか
  - ・ 利用者の声を把握する方法とサービスへの反映方法、事業評価の仕組みは適切か
- ウ 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること(条 例第4条第3号関係)(配点20点)
  - ・ 団体の組織及び財務状況が健全であるか
  - ・ 管理を安定して行うことが可能な職員(有資格者等)の配置・採用計画となっているか(絶対要件)
  - ・ 配置職員の勤務形態及び勤務条件は適正か (絶対要件) (配置職員全員が労災保険の対象となっていること)
  - ・ 配置職員の人材育成・研修計画は適切か
- エ 収支計画書の内容が、施設の管理経費の削減が図られるものであること(条例第4条第4号関係)(配点30点)
  - ・ 実施可能な見積書か
  - ・ 仁木町が支払うべき管理費用が基準管理費用の範囲内であるか(絶対要件)
  - ・ 仁木町が支払うべき管理費用が必要最小限に抑えられているか
  - ・ 利用料金の収入見込みは適切か

- ・ 利用料金の設定額は適切か
- ・ 支出計画に経費の削減が図られているか

### (2) 個別事項

施設の性質又は目的に応じて定める基準(第4条第5号関係)(配点10点)

- ・ 仁木町内及び後志管内において同種の管理業務の実績はあるか
- ・ 人員の確保及び資材の調達を、地元を中心に計画しているか
- ※ 「仁木町が支払うべき管理費用が基準管理費用の範囲内であるか」に該当しない場合は、二次審査(プレゼンテーション又はヒアリング)の対象外とします。

## 10 その他

「6 申請の手続き (1) 提出書類 ⑤収支計画 (様式4)」に記載する金額の「1. 支出」については消費税を抜いた金額を記載し、「2. 利用料金収入」については消費税を含んだ金額を記載してください。